

- 令和3年度報酬改定より、居宅サービス・施設等の運営基準に高齢者虐待防止の取組が義務化され、速やかに体制整備を行う必要があります。

具体的には、、、

- ✓ 入居者、利用者の権利擁護、虐待の防止等のため、必要な体制整備を図ること。
- ✓ 全ての介護サービス事業者を対象に①虐待の発生又は再発を防止するための委員会の設置、②指針の整備、③研修の実施、④担当者を定めることを義務化。
- ✓ 運営規程において「虐待防止のための取組に関する事項」を定めること。

概要

○全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の防止または再発を防止するための員会の設置、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づけ。その差異、3年間の経過措置を設けることとする。

基準

○運営基準（省令）に以下を規定

- 入所者、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し研修を実施する等の措置を講じなければならない旨を規定
- 運営規程に定めておかなければならない事項として「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加。
- 虐待の発生またはその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない旨を規定。
 - －虐待の防止のための対策を検討するため、委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
 - －虐待防止のための指針を整備すること
 - －従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施すること。
 - －上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

※3年間の経過措置を設ける（令和6年3月末まで）

虐待防止委員会の役割

- ① 虐待防止のための計画づくり
- ② 虐待防止のためのチェックとモニタリング
- ③ 虐待（不適切対応事案）発生後の検証と再発防止策の検討
- ④ 研修の企画、実施、事後評価、再計画

①虐待防止のための計画づくり

- 年間計画をつくり、組織的に運営、進捗の管理を行う
- 計画に盛り込む内容の案として
 - － 通報すべき事案があったかどうかの確認と対応の振り返り
 - － 虐待防止マニュアルの作成やアップデート
 - － 研修の開催
 - － 日々の課題を把握するためのチェックリスト等の実施
 - － 外部評価の導入

②虐待防止のためのチェックとモニタリング

○委員会へ情報が集まる仕組み作りと多角的な評価分析

- ・ 身体拘束の実態把握、廃止に向けた取組の検討と実施
- ・ 職場のストレス要因の把握、労働環境の課題把握
- ・ 介護職員らの課題の伝達や共有
- ・ 事故報告やヒヤリハット事例の共有と分析
- ・ 外部評価の結果報告

③虐待（不適切対応事案）発生後の検証と再発防止策の検討

- 虐待疑いの時点で「通報するか否か」を判断するのではなく
 - －まず通報－利用者の安全確保－適切な処置行うこと

発生後

- 原因を探る、根本的な要因を検証する
- 利用者や家族に対して誠意ある対応、説明を行う
- 犯人捜しではないことを共有する
- 起きてしまった環境や防止の仕組みについて検討する
- 外部評価、第三者の参画を

④研修の企画、実施、事後評価、再計画

- 虐待防止法を学ぶ研修はあまり意味を持たない、
 - － 人権擁護の意識を高める
 - － 当事者、家族の思いを聞く
 - － 職員、従業者同士の参加型学習
 - － 当事者、家族の思いを知る機会
 - － 楽しめる学び、前向きになれる学びを提供する
 - － 事例検討、対応フローの想定

④研修の企画、実施、事後評価、再計画

留意点

- ・ 計画した目標や目指す姿と研修内容が連動していること
- ・ 現場の状況（良いことも悪いことも）や課題が踏まえられていること
- ・ 研修受講後の効果、アンケート等の実施
- ・ 全職員を対象とすること
- ・ 交代勤務の職場で全員参加出来るような工夫
- ・ 役職者、上層部の積極的な参加、学びの姿勢
- ・ 時間外で実施する場合の手当等の検討